

4. 新たな医療計画作成指針の概要

新たな医療計画の作成指針について

都道府県は、基本方針に即して、かつ、医療計画作成指針を参考として、地域の実情に応じた医療計画を、医療法第30条の4第1項に基づいて定めるものとする。

1. 基本方針と作成指針

- 基本方針
 - ・ 医療法第30条の3に基づいて厚生労働大臣が定める方針（告示）
 - ・ パブリックコメント（1か月間）を経て、官報公布
- 新たな医療計画の作成指針
 - ・ 都道府県が計画を作成するに当たり、厚生労働大臣が医療法第30条の8に基づいて行う技術的助言
 - ・ 改正医療法の施行にともなう医政局長通知として提示
 - ・ 一般的な留意事項を示す「総論編」と個別の医療連携体制等に関する「各論編」により構成

2. 新たな計画のポイント

- 医療連携体制
 - ・ 4疾病及び5事業ごとに、地域の各医療提供施設が、医療連携体制において果たしている医療機能を明示する。

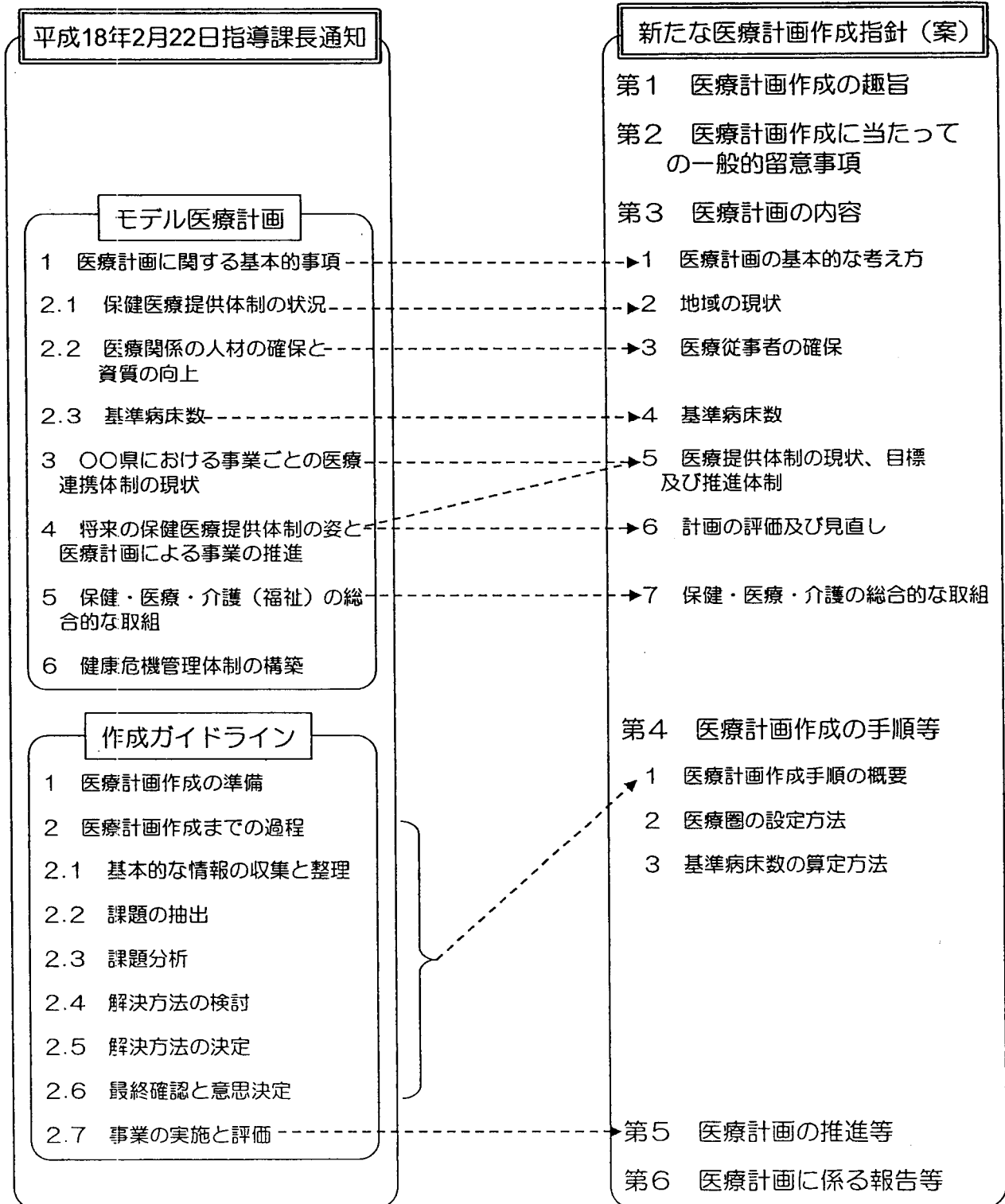
【記載の事例（救急医療）】

機能類型（基本方針に記載）	機能、対象人口規模、具備すべき設備等
①初期の救急医療提供機能	・ 各類型ごとに求められる設定の目安を作成指針（各論編）にて提示 → 具体的にどこまで示せるか検討中
②手術や入院を必要とする救急患者への医療提供機能	
③重篤な救急患者に救命医療を提供する機能	

- 目標設定、評価及び見直し
 - ・ 上記連携体制ごとに、現状及び達成すべき目標を計画に予め記載する。
 - ・ 目標の達成状況を評価する仕組み及びそれを計画内容の見直しにつなげる仕組みも計画に組み込む。

現行のモデル医療計画と新たな医療 計画作成指針との関係について

- 平成18年2月の通知は、各都道府県が新たな医療計画作成に向けて早めに準備できるよう、「医療計画の見直し等に関する検討会」の中間まとめに基づき、計画作成過程及び計画記載事項を示したもの。
- 新たな作成指針は、当該通知をほぼ反映させたくうえで、基本方針等を踏まえてさらに必要な事項を追加したもの。



5. 都道府県別医療計画作成状況

(平成18年10月1日現在)

番号	都道府県	第3次医療法改正前(平成10年3月31日以前)						第3次医療法改正後	第4次医療法改正後
		当初公示年月日		第1回見直し公示年月日		第2回見直し公示年月日		医療計画全体	医療計画全体
		必要の記載事項	任意的記載事項	必要の記載事項	任意的記載事項	必要の記載事項	任意的記載事項	公示年月日	公示年月日
1	北海道	63.4.1	→	5.3.31	→	10.3.27	→	15.3.28 17.9.13	
2	青森県	62.12.24	元.5.17	5.3.1	8.3.13	10.3.16	→	12.8.11 15.3.14 17.4.1	
3	岩手県	63.3.1	→	3.4.1 <6.3.1>	4.3.31	6.3.1	9.3.28	11.2.26 12.2.18 16.3.31 18.7.28	
4	宮城県	63.8.3	元.6.29	5.8.10	→	10.3.31	→	11.8.10 14.11.15 15.8.19	
5	秋田県	63.3.22	元.5.6	5.3.30	→	10.3.27	→	14.3.29	
6	山形県	62.12.25	→	4.12.25	→	10.1.13	→	15.2.7	
7	福島県	63.2.1	→	5.3.12	→	10.3.27	→	15.3.28	
8	茨城県	63.10.31	→	5.11.1	→			10.10.5 11.4.8 12.5.1 16.3.31 18.3.30	
9	栃木県	63.6.20	→	5.6.25	→			10.6.25 15.6.25	
10	群馬県	63.6.17	→	5.7.20	→	10.3.31	→	12.3.31 17.3.31	
11	埼玉県	63.1.25	元.3.1	4.1.31	4.4.30	9.3.21	→	14.3.29 16.3.30	
12	千葉県	63.4.1	→	3.4.1 <6.8.9>	→	8.7.30	→	13.12.28 16.9.14 18.6.30	
13	東京都	元.2.25	→	5.12.24	→			10.12.22 14.12.26	
14	神奈川県	62.2.20	→	4.2.20	5.3.30	9.2.18	→	14.2.19	
15	新潟県	62.6.10	→	4.6.26	→	9.7.18	→	13.3.30 16.12.21 17.3.25 17.10.7 18.3.31	
16	富山県	元.3.31	→	6.8.31	→			11.11.1 12.3.31 14.8.12 17.3.25 18.10.1	
17	石川県	62.12.1	63.4.5	4.4.1	→	9.4.1	→	14.4.1	
18	福井県	63.3.31	→	5.3.31	→	10.3.31	→	11.3.31 15.3.31	
19	山梨県	62.12.26	→	4.12.24	→	10.1.19	→	15.1.16 18.1.19	
20	長野県	62.12.3	→	4.12.10	→	9.12.8	→	15.3.27	
21	岐阜県	元.1.17	2.12.18	6.3.29	→			11.3.31 16.3.31 17.2.15	
22	静岡県	63.7.8	→	3.4.1	→	8.3.29	→	12.3.7 15.3.28 17.3.29	
23	愛知県	62.8.31	元.3.31	4.8.31	→	9.8.29	→	13.3.30 18.3.31	
24	三重県	63.12.27	→	5.12.17	→			10.12.25 12.3.31 15.12.24	
25	滋賀県	63.4.1	→	5.4.1	6.6.1	10.3.27	→	11.3.31 14.4.5 15.3.31 18.4.1	
26	京都府	63.4.8	→	6.6.10	4.9.11			11.4.30 16.3.30 17.7.26	
27	大阪府	63.6.20	3.12.27	5.6.25	未公示	9.10.24	→	12.5.30 14.12.27	
28	兵庫県	62.4.1	→	4.4.1	→	9.4.1	→	13.4.1 18.4.1	
29	奈良県	63.4.30	→	5.4.23	→	10.3.31	→	10.12.25 15.3.31	
30	和歌山県	63.7.1	2.3.30	5.10.8	→			10.10.13 12.3.31 15.4.25	
31	鳥取県	63.6.1	→	5.3.26	→			10.9.4 15.4.22	
32	島根県	62.12.22	3.12.27	4.11.10	→	8.4.5	→	11.1.29 11.8.31 16.3.30	
33	岡山県	62.10.1	→	4.9.29	→	8.3.29	→	13.3.30 18.3.31	
34	広島県	62.7.20	→	5.9.17	→	9.2.17	→	14.3.28 16.4.1 17.3.22	
35	山口県	62.10.27	→	3.5.21	→	8.5.7	→	13.8.21 18.5.16	
36	徳島県	62.11.20	→	4.9.1	→	9.9.19	→	11.10.15 14.10.11	
37	香川県	元.2.25	2.12.28	6.3.4	→			11.3.30 16.2.27 18.1.10	
38	愛媛県	63.4.1	→	4.4.1	→	9.6.24	→	14.4.1 15.4.1 16.12.28	
39	高知県	63.3.31	→	5.3.31	→	10.3.31	→	14.9.10	
40	福岡県	63.12.27	2.3.31	7.3.31	→	9.3.14	→	14.3.29	
41	佐賀県	63.4.1	→	5.4.1	→	8.4.1	→	12.4.3 15.4.1	
42	長崎県	63.3.31	→	4.3.31	→	9.3.31	→	13.12.28 18.3.31	
43	熊本県	62.9.1	63.5.20	5.5.19	→			10.5.19 15.6.25 17.2.11	
44	大分県	63.2.23	元.3.31	6.3.31	→			11.3.31 11.12.28 16.3.31	
45	宮崎県	62.8.21	63.3.23	5.6.10	→			10.11.6 12.7.13 15.5.1	
46	鹿児島県	62.6.1	→	4.6.1	4.8.31	9.10.1	→	14.10.1 17.9.9	
47	沖縄県	元.1.25	→	6.3.18	→			11.10.8 16.8.20	
計		47	47	47(45)	46	33	29	26	47

- 1 注) 1 → 印は、必要の記載事項と任意的記載事項を同時に公示した都道府県である。
 2 () は、医療計画に関する標準省令等の見直し以降の作成都道府県の再掲である。
 3 < > は、医療計画に関する標準省令等の見直しに基づく再公示日である。
 4 斜体は、基準病床数のみの見直しであり、計に計上していない。

6. 都道府県別医療計画における基準病床数及び既存病床数の状況

(平成18年3月31日現在)

番号	区分	二次医療圏数	一般病床及び療養病床						病床過剰医療圏			
			基準病床数 A	既存病床数(注1)				差引 E-A	病床過剰医療圏		病床非過剰医療圏	
				一般病床 B	療養病床 C	老健 D	計 E=B+C+D		医療圏数	過剰病床数	医療圏数	非過剰病床数
1	北海道	21	68,623	52,878	28,812	1,007	82,697	14,074	17	14,295	4	△ 221
2	青森県	6	13,258	10,421	3,580	775	14,776	1,518	5	1,628	1	△ 110
3	岩手県	9	13,333	11,497	3,606	457	15,560	2,227	7	2,273	2	△ 46
4	宮城県	10	18,727	15,715	3,992	286	19,993	1,266	7	1,333	3	△ 67
5	秋田県	8	11,862	9,431	2,895	622	12,948	1,086	4	1,448	4	△ 362
6	山形県	4	11,764	9,286	2,149	86	11,521	△ 243	1	77	3	△ 320
7	福島県	7	19,149	16,570	4,933	353	21,856	2,707	6	2,765	1	△ 58
8	茨城県	9	23,810	19,171	6,533	486	26,190	2,380	8	2,404	1	△ 24
9	栃木県	5	15,866	12,181	4,810	275	17,266	1,400	5	1,400	0	0
10	群馬県	10	19,383	13,641	5,331	431	19,403	20	5	402	5	△ 382
11	埼玉県	9	46,456	34,602	14,385	293	49,280	2,824	6	2,970	3	△ 146
12	千葉県	9	43,656	32,923	10,863	632	44,418	762	4	981	5	△ 219
13	東京都	13	100,181	83,130	22,540	76	105,746	5,565	5	6,512	8	△ 947
14	神奈川県	11	57,988	47,193	13,418	316	60,927	2,939	6	3,678	5	△ 739
15	新潟県	13	22,100	17,105	6,199	800	24,104	2,004	6	2,811	7	△ 807
16	富山県	4	13,880	9,198	5,723	517	15,438	1,558	4	1,558	0	0
17	石川県	4	14,114	10,285	5,330	350	15,965	1,851	4	1,851	0	0
18	福井県	4	10,196	6,449	3,075	308	9,832	△ 364	2	134	2	△ 498
19	山梨県	4	8,136	6,111	2,616	310	9,037	901	4	901	0	0
20	長野県	10	20,362	15,373	4,329	536	20,238	△ 124	3	314	7	△ 438
21	岐阜県	5	18,101	12,505	3,989	218	16,712	△ 1,389	0	0	5	△ 1,389
22	静岡県	8	32,196	21,651	12,005	310	33,966	1,770	6	2,132	2	△ 362
23	愛知県	11	46,982	40,417	14,600	999	56,016	9,034	8	9,309	3	△ 275
24	三重県	4	16,189	11,064	5,271	463	16,798	609	3	690	1	△ 81
25	滋賀県	7	12,717	9,177	3,092	40	12,309	△ 408	1	17	6	△ 425
26	京都府	6	26,202	21,616	7,299	392	29,307	3,105	1	3,963	5	△ 858
27	大阪府	8	77,354	64,762	25,204	328	90,294	12,940	4	14,985	4	△ 2,045
28	兵庫県	10	51,247	36,807	15,916	540	53,263	2,016	5	2,625	5	△ 609
29	奈良県	5	13,657	10,018	3,437	212	13,667	10	2	533	3	△ 523
30	和歌山県	7	11,788	8,522	3,338	373	12,233	445	3	888	4	△ 443
31	鳥取県	3	7,717	5,123	2,253	160	7,536	△ 181	1	5	2	△ 186
32	島根県	7	9,961	6,408	3,016	158	9,582	△ 379	2	93	5	△ 472
33	岡山県	5	22,196	16,889	6,279	565	23,733	1,537	3	1,936	2	△ 399
34	広島県	7	33,281	20,376	12,405	457	33,238	△ 43	2	218	5	△ 261
35	山口県	9	19,503	11,071	10,666	360	22,097	2,594	7	2,736	2	△ 142
36	徳島県	6	10,605	6,057	5,638	672	12,367	1,762	3	1,816	3	△ 54
37	香川県	5	11,733	9,498	3,537	245	13,280	1,547	4	1,591	1	△ 44
38	愛媛県	6	16,861	11,873	7,032	300	19,205	2,344	6	2,344	0	0
39	高知県	4	11,734	6,874	8,204	130	15,208	3,474	3	3,510	1	△ 36
40	福岡県	13	56,542	39,957	26,526	1,001	67,484	10,942	11	11,078	2	△ 136
41	佐賀県	5	11,670	5,649	5,602	305	11,556	△ 114	1	0	4	△ 114
42	長崎県	9	18,131	11,936	8,057	425	20,418	2,287	7	2,301	2	△ 14
43	熊本県	11	23,958	13,468	12,760	506	26,734	2,776	7	2,904	4	△ 128
44	大分県	10	14,405	11,381	4,015	340	15,736	1,331	8	1,368	2	△ 37
45	宮崎県	7	14,511	9,046	5,138	233	14,417	△ 94	1	6	6	△ 100
46	鹿児島県	12	22,824	13,615	11,957	425	25,997	3,173	12	3,173	0	0
47	沖縄県	5	12,209	7,984	4,651	451	13,086	877	5	877	0	0
	計	365	1,177,118	876,904	387,006	19,524	1,283,434	106,316	225	120,833	140	△ 14,517

都道府県別医療計画における基準病床数及び既存病床数の状況

(平成18年3月31日現在)

番号	区分	精神病床				結核病床				感染症病床			
		基準病床数	既存病床数	過剰病床数	非過剰病床数	基準病床数	既存病床数	過剰病床数	非過剰病床数	基準病床数	既存病床数	過剰病床数	非過剰病床数
1	北海道	21,209	21,145		△ 64	550	621	71		98	82		△ 16
2	青森県	4,932	4,749		△ 183	98	133	35		32	20		△ 12
3	岩手県	4,779	4,840	61		113	230	117		40	38		△ 2
4	宮城県	7,497	7,031		△ 466	177	152		△ 25	28	28		
5	秋田県	4,139	4,390	251		103	89		△ 14	36	30		△ 6
6	山形県	4,147	4,082		△ 65	108	50		△ 58	18	18		
7	福島県	7,042	7,786	744		171	247	76		36	36		
8	茨城県	6,306	7,805	1,499		205	213	8		48	48		
9	栃木県	4,307	5,318	1,011		153	184	31		26	26		
10	群馬県	4,536	5,281	745		161	103		△ 58	48	46		△ 2
11	埼玉県	15,392	14,548		△ 844	367	273		△ 94	58	44		△ 14
12	千葉県	14,018	13,412		△ 606	389	365		△ 24	64	54		△ 10
13	東京都	26,111	25,494		△ 617	910	951	41		92	104	12	
14	神奈川県	17,442	14,850		△ 2,592	538	410		△ 128	74	74		
15	新潟県	5,555	7,128	1,573		184	120		△ 64	58	44		△ 14
16	富山県	3,379	3,535	156		173	107		△ 66	20	20		
17	石川県	3,457	3,889	432		163	142		△ 21	18	18		
18	福井県	2,463	2,459		△ 4	138	112		△ 26	20	16		△ 4
19	山梨県	1,917	2,488	571		62	94	32		28	28		
20	長野県	4,951	5,323	372		168	134		△ 34	46	42		△ 4
21	岐阜県	4,038	4,288	250		188	167		△ 21	30	28		△ 2
22	静岡県	7,422	7,322		△ 100	317	198		△ 119	50	48		△ 2
23	愛知県	13,160	13,287	127		280	396	116		70	64		△ 6
24	三重県	3,741	4,934	1,193		165	80		△ 85	24	20		△ 4
25	滋賀県	2,646	2,430		△ 216	201	132		△ 69	32	32		
26	京都府	6,086	6,460	374		424	383		△ 41	30	36	6	
27	大阪府	18,901	19,275	374		1,412	1,232		△ 180	78	78		
28	兵庫県	11,432	11,606	174		818	391		△ 427	56	44		△ 12
29	奈良県	2,938	3,009	71		231	100		△ 131	28	18		△ 10
30	和歌山県	1,768	2,427	659		271	201		△ 70	32	24		△ 8
31	鳥取県	2,052	2,061	9		66	73	7		12	12		
32	島根県	2,619	2,602		△ 17	84	88	4		30	32	2	
33	岡山県	6,395	5,858		△ 537	212	301	89		26	26		
34	広島県	9,148	9,525	377		238	205		△ 33	36	24		△ 12
35	山口県	5,147	6,190	1,043		166	145		△ 21	40	40		
36	徳島県	3,006	4,152	1,146		122	103		△ 19	20	14		△ 6
37	香川県	3,792	3,918	126		160	135		△ 25	26	18		△ 8
38	愛媛県	5,238	5,216		△ 22	220	246	26		28	26		△ 2
39	高知県	2,898	3,907	1,009		128	226	98		11	11		
40	福岡県	19,938	21,809	1,871		708	620		△ 88	66	56		△ 10
41	佐賀県	4,023	4,440	417		147	108		△ 39	24	22		△ 2
42	長崎県	6,147	8,138	1,991		245	265	20		40	38		△ 2
43	熊本県	7,814	9,004	1,190		302	296		△ 6	48	48		
44	大分県	5,222	5,460	238		214	170		△ 44	54	44		△ 10
45	宮崎県	4,985	6,225	1,240		182	110		△ 72	32	30		△ 2
46	鹿児島県	7,174	10,048	2,874		324	236		△ 88	50	44		△ 6
47	沖縄県	4,551	5,610	1,059		162	131		△ 31	26	20		△ 6
	計	335,860	354,754	25,227	△ 6,333	12,918	11,468	771	△ 2,221	1,887	1,713	20	△ 194

7. 医療連携体制推進事業実施計画提出状況

(平成19年2月9日現在)

	都道府県名	計画事業数	事業内容
1	北海道	計画無し	(来年度計画検討中)
2	青森県	4	・脳卒中对策における、地域連携パス標準化モデル開発・普及等
3	岩手県	1	・がん、脳卒中等対策における、コンピュータネットワークを推進し、医療連携体制の構築等
4	宮城県	計画無し	
5	秋田県	計画無し	
6	山形県	1	・糖尿病対策における医療連携・情報提供を適切に行う事業
7	福島県	1	・かかりつけ医を中心とした保健、医療、福祉の包括的な連携体制の構築 ・救急医療体制の地域完結型医療連携体制の構築
8	茨城県	1	・脳卒中、急性心筋梗塞対策における、かかりつけ医の定着や病診連携等
9	栃木県	4	・脳卒中对策における、病診連携クリティカルパスの作成等
10	群馬県	計画無し	(来年度計画検討中)
11	埼玉県	4	・がん対策における、受診率向上のための連携方策の検討等
12	千葉県	2	・救急医療対策等医療機関ネットワーク推進モデル事業等
13	東京都	8	・脳卒中、糖尿病等対策における、医療連携リストの作成、住民医療従事者への普及等
14	神奈川県	2	・がん、脳卒中等対策におけるIT等環境整備等
15	新潟県	計画無し	(来年度計画検討中)
16	富山県	4	・がん、糖尿病等対策における、地域連携クリティカルパスに作成等
17	石川県	計画無し	(来年度計画検討中)
18	福井県	4	・小児、周産期対策における連携体制構築の検討会等
19	山梨県	計画無し	(来年度計画検討中)
20	長野県	計画無し	
21	岐阜県	1	・糖尿病対策における、連携体制に在り方や運用のためのネットワークの構築等
22	静岡県	5	・医療機能の分担と医療連携体制の構築及び医療連携窓口の機能強化等
23	愛知県	計画無し	(来年度計画検討中)
24	三重県	4	・救急医療対策における、連携体制の検討・見直し・構築 ・災害医療対策における、防災計画の医療救護班等の体制に確立等
25	滋賀県	1	・在宅医療推進のための役割分担、ネットワーク等基本方針について協議、検討等
26	京都府	計画無し	(来年度計画検討中)
27	大阪府	計画無し	
28	兵庫県	1	・初診患者における患者紹介率向上 ・地域連携クリティカルパスの作成
29	奈良県	計画無し	
30	和歌山県	2	・救急医療対策における高度医療機器による診療体制等
31	鳥取県	計画無し	(来年度計画検討中)
32	島根県	7	・脳卒中对策における、病診連携クリティカルパスの作成等
33	岡山県	計画無し	
34	広島県	計画無し	
35	山口県	計画無し	(来年度計画検討中)
36	徳島県	計画無し	
37	香川県	計画無し	
38	愛媛県	計画無し	(来年度計画検討中)
39	高知県	計画無し	
40	福岡県	1	・急性心筋梗塞における、医療連携体制の構築等
41	佐賀県	計画無し	
42	長崎県	計画無し	
43	熊本県	計画無し	
44	大分県	計画無し	
45	宮崎県	計画無し	
46	鹿児島県	計画無し	
47	沖縄県	1	・がん、救急医療等対策における、医療機関診療データベース作成、合同症例研究会の実施等
	計画数合計	59	

8. 医療施設等の施設・設備整備事業

医療施設等 施設整備費補助金の概要

I 予定額

18年度予算額 500,764千円 → 19年度予定額 500,764千円

II 要旨

へき地・離島の住民に対する医療の確保など、国が特に責任を果たしていく必要があることから、離島を含むへき地に所在する医療施設等に対する補助制度は従前のおり存続させるもの。

III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》	補助率
へき地医療拠点病院	1/2
へき地診療所	1/2
過疎地域等特定診療所	1/2
へき地保健指導所	1/3、1/2
研修医のための研修施設	1/2
臨床研修病院	1/2
医師臨床研修病院研修医環境整備	1/3

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

I 予定額

18年度予算額 853,398千円 → 19年度予定額 853,398千円

II 要旨

へき地・離島の住民に対する医療の確保など、国が特に責任を果たしていく必要があることから、離島を含むへき地に所在する医療施設等に対する補助制度は従前のおり存続させるもの。

III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》	補助率
へき地医療拠点病院	1/2
へき地診療所	1/2、3/4
へき地患者輸送車（艇）	1/2
へき地巡回診療車（船）	1/2
ヘリコプター	1/2
離島歯科巡回診療用設備	1/2
過疎地域等特定診療所	1/2
へき地保健指導所	1/3、1/2
へき地・離島診療支援システム設備	1/2
沖縄医療施設	3/4
奄美群島医療施設	1/2
地域医療充実のための遠隔医療設備	1/2
臨床研修病院支援システム	1/2

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予定額

平成18年度予算額 平成19年度予定額
11,178百万円 → 11,065 百万円

II 要旨

新たな医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

補助対象除外施設：公立分（全事業）、公的分（一部事業）

交付金対象事業区分		
休日夜間急患センター	腎移植施設	歯科衛生士養成所
病院群輪番制病院	小児医療施設	乳幼児健康支援一時預かり施設
共同利用型病院	周産期医療施設	医療施設耐震工事等
救命救急センター（新型を含む）	院内感染対策施設	医療機器管理室
小児救急医療拠点病院	看護師勤務環境改善	内視鏡訓練施設
がん診療施設	看護師宿舎	小児救急専門病床施設
医学的リハビリテーション施設	医療施設近代化施設 （介護老人保健施設等整備を含む）	医療施設耐震整備
不足病床地区病院	特殊病室施設	アスベスト除去等整備
特定地域病院	基幹災害医療センター	⑧小児科・産科連携病院等病床 転換
共同利用施設（開放型病棟等）	地域災害医療センター	⑧小児初期救急センター
看護師等養成所	治験施設	⑧肝移植施設

医療提供体制推進事業費補助金の概要

I 予定額

平成18年度予算額 12,958百万円 → 平成19年度予定額 14,689百万円

II 要旨

新たな医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療等の経常的な経費の補助を行うもの。

III 補助制度の概念

医療計画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制推進事業費補助金」を各都道府県に交付

IV 医療提供体制推進事業費補助金の事業構成

(注意): 公立分及び公的分が補助対象とならない事業も含まれている。

(目) 医療提供体制推進事業費補助金

14,689,387 千円

- 1 看護職員就労等対策費等
- 2 医療連携体制推進事業
- 3 救急医療対策費
- 4 病院内保育所運営費
- 5 公的病院特殊診療部門運営費等
- 6 医療提供体制設備整備費
- 7 歯科保健対策費
- ⑧ 8 集約化・重点化推進対策費
- ⑧ 9 医師派遣型研修システム創設支援事業

V 医療提供体制設備整備費の事業区分補助対象

➤統合補助金の事業については、前項の「IV 医療提供体制推進事業費補助金の事業構成」で説明したところであるが、「6 医療提供体制設備整備費」はさらに細分化された事業区分(いわゆるメニュー事業)が補助対象となる。

補助対象事業区分		
休日夜間急患センター	共同利用施設(高額医療機器)	基幹災害医療センター
病院群輪番制病院	H L A 検査センター	地域災害医療センター
共同利用型病院	人工腎臓不足地域	歯科衛生士養成所初度設備
救命救急センター(新型を含む)	小児医療施設	環境調整室
高度救命救急センター	周産期医療施設	内視鏡訓練施設
小児救急医療拠点病院	看護師等養成所初度設備	NBC災害・テロ対策設備
小児救急遠隔医療設備	看護師等養成所教育環境改善	小児救急専門病床設備
がん診療施設	理学療法士等養成所初度設備	⑧小児科・産科連携病院等 病床転換設備
医学的リハビリテーション施設	院内感染対策設備	⑧小児初期救急センター設備

VI 補助率等

- 補助率 1/2 1/3 定額(1/2 1/3 10/10) 定額
- 交付先 都道府県